

令和2年度 第12回全体庁議（11月9日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(4) 第六期帯広市障害福祉計画（原案）について[市民福祉部]
----	-------	--------------	---------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第六期帯広市障害福祉計画の策定にあたり、原案を作成し、令和2年11月18日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

○第1章 計画の基本的事項

第六期帯広市障害福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや障害児通所支援等のサービス量を見込み、提供体制を確保するために策定するもの。

○第2章 障害のある人の状況とサービス利用の現状

身体障害は横ばい、知的障害及び精神障害は増加傾向にあり、サービス利用については、障害福祉サービス等全体で利用者、事業費ともに増加傾向にある。

○第3章 これまでの計画の取り組みの評価及び検証

第五期計画で設定した4つの重点項目における目標のうち、「施設入所者の地域生活移行者数」、「施設入所者数」及び「福祉施設から一般就労への移行者数」については順調に推移している。「地域生活支援拠点の整備(面的な体制の整備)」は未達成。また、障害児支援の提供体制の整備等のうち、「重度心身障害児(医療的ケア児含む)支援及び強度行動障害のある児童への支援に関する協議の場を設置」は設置済みであるが、「居宅訪問型児童発達支援を1箇所確保」については未達成である。

○第4章 取り組みの重点項目

「第三期帯広市障害者計画」の基本的視点による施策の展開方向と、アンケート調査等における様々な意見等を踏まえ、第五期計画において設定した重点項目を引き続き第六期計画の重点項目として位置付ける。

国の基本指針を踏まえ、本計画の重点項目に即した成果目標を設定し、体制の整備を図る。

<成果目標> (1)①「施設入居者の地域生活移行者の増加」、②「施設入所者の削減」、(2)「地域生活支援拠点の整備(面的な体制の整備)」、(3)「就労移行支援事業所等から一般就労への移行者数」(4)「居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所を1箇所確保」

○第5章 障害福祉サービス等の見込量

○第6章 障害児通所支援の見込量

○第7章 地域生活支援事業の見込量

必要となる各種サービスの見込量を設定し、サービス等の確保のための方策を定める。

○第8章 計画の推進体制

国の基本指針及び北海道障がい福祉計画との調和・整合を保ちつつ、帯広市健康生活支援審議会において計画の進捗状況の評価を行いながら、本計画の推進を図る。

■ 今後のスケジュール

・ 令和2年11月	厚生委員会報告（原案）
・ 令和2年12月～令和3年1月	パブリックコメント
・ 令和3年2月	第3回障害者支援・児童育成合同部会 厚生委員会報告（計画案）

■ 審議結果

・ 同内容で、11月18日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

・ 特になし